

- (12) その日の終わりの授業でジャージ着用の場合、帰りのSHRはジャージ可とする。ただし、下校する際は制服を正しく着用すること。(放課後実習や部活の後の下校は、実習担当教員や顧問の指導のもと、ジャージや部活のウォームアップでの下校を可とする。)

2 生活のマナー等について

- (1) 校舎内でガムを**持ち込まない**。
- (2) 廊下で何かを食べたり、飲んだりしない。
- (3) 昼食は教室で摂る。
- (4) 校内に、学校の活動に関係ないもの(ゲーム機、マンガなど)を持ち込まない。
- (5) 校舎内で携帯等の充電をしない。また、音楽等の音を出さない。
- (6) 教職員や目上の人には、TPOに合わせ正しい敬語を使う。
- (7) 職員室内の教職員に用事があるときは、服装を再確認して入室する。職員室前の机は、入室の際のコート類・荷物等の置き場所にしてよいが、財布や携帯電話のみを置くことのないように注意すること。
- (8) 委員会などを除き、他学年の教室には入らない。
- (9) 金銭や貴重品の貸し借りは禁止する。「おごり」や「おごられ」もしないこと。
- (10) 貴重品の管理には細心の注意を払う。特に放課後の部活動の際は、全ての荷物を活動場所に持っていくものとする。
- (11) 教室での更衣をしない。更衣は更衣室や指定された場所でおこなう。
- (12) 休み時間中のお菓子については、節度をわきまえている場合は構わないが、量が多すぎと判断される場合やゴミ処理ができていない場合には、クラス単位で禁止措置とする。
- (13) 音楽を聞く場合は、教室または教室前のベンチで、音漏れのないようにし、放送が聞き取れるようにすること。また、イヤホン等をつけながら廊下を行き来しないこと。

3 授業中のマナー等について

- (1) 始めと終わりの挨拶は、私語をやめて椅子を机に収めて、きちんと発声する。
- (2) 机の上に、ジュース、携帯電話、鏡などを置かない。
- (3) 携帯電話の音(振動音を含)が鳴ってしまったり、使用してしまった場合は、教科担任に携帯電話を預ける。
- (4) 授業規律については、各教科担当の教員の指導に従う。

4 その他

- (1) 授業に遅刻した際は、職員室で「遅刻入室カード」に記入してもらおう。当該学年の先生がいる場合は、その先生に願います。
- (2) 通常と異なった服装をしなければならない時には、担任から「異装届」をもらい、教卓に置いてもらう。
- (3) 通学に自転車を使用している人は全員「自転車通学願」を提出する。4月から努力義務になっている「ヘルメット装着」については、装着することが望ましい。(死亡事故のほとんどがヘルメットを装着していない)ヘルメットに「TS マーク」が付いているものには、損害補償がついているので、購入の際には、参考にすること。
- (4) アルバイトを始める人は、担任に申し出て、生徒指導部の担当の先生に雇用条件を確認してから、必ず「アルバイト届」を提出する。雇用先が変わった人は再提出する。アルバイトを辞める場合は、担任と生徒指導部まで報告をする。
学習面で評定「1」を有している者は、アルバイトは禁止。また、寮生は、長期休業を除きアルバイトは禁止。